

事案書（
 ☒
 経営会議

 ☐
 調整会議

開催日：平成 27 年 7 月 10 日（金）

担当課：健康福祉部 健康福祉総務課

件 名：大和市社会福社会館条例を廃止する条例の制定について	
提出理由：社会福社会館の廃止について、社会福祉審議会への諮問を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容 1. 背景等 - 社会福社会館は昭和 43 年 7 月にし尿・下水処理施設（現中部浄化センター）の建設に伴う臭気や騒音等が増大した時期に、周辺住民等が利用する施設として設置された。 - 設置目的は、市民の福祉増進と福祉活動の育成発展を図るためであり、各団体等に利用されている。 2. 施設状況 （1）老朽化の現状 - 開館から 47 年が経過し、平成 19 年度における屋上防水など補修を繰り返してきたが、施設全体の雨漏りや床面の沈下、壁面の亀裂、設備故障等が多発している。 - このため、簡易な補修等では、これ以上の供用が難しい状況となっている。 - 平成 26 年 8 月には、浴場衛生設備の老朽化により入浴サービスを中止している。 （2）利用者の状況 - 貸室利用団体は、生涯学習のサークル利用が主なもので、現在 17 の団体が登録している。 - 平成 26 年度、1 日平均 2.7 団体が利用しているが、貸室利用率は 18%と年々減少している。 - 高齢者向け生きがい型デイサービス「ひまわりサロン」が週 1 回開催され、参加者は平均 10.3 人、また、健康器具ヘルストロンの利用者は、1 日平均 14.5 人となっている。	3. 周辺自治会の意見 - 平成 26 年度に浴場運営を中止する際と、その後の 10 月に周辺 11 自治会長に利用意向や老朽化に対する意見を求め、また、この 5 月には活用の方針案について説明会を開催した。 - この中では、会館存続を求める意見は少なく、防災的利用や地域の祭り等に活用できる多目的の広場の要望が多数を占めた。 10 自治会が、自治会館或いは集会所を所有し、自治会としての利用希望はなかった。 - 残る 1 自治会は、年 1 回総会のみ利用希望であるが、他自治会館利用で調整中である。 4. 今後の方向性 - 中部浄化センターについては、昨年度に汚水処理施設の更新がほぼ終了し、周辺環境への影響は減少している。 - また、これまでに市内においては、福祉関連施設や学習センター、コミュニティセンター等、多くの施設設置が進んできた。 - 以上のことから、会館設置の当初目的は十分に達成されたものと捉えられ、建替や改修等はせず、平成 27 年度中に閉館し解体を行う。 - 以降の用地については、防災的な機能などを備えた公園として整備する方向とする。 5. その他 - 廃止条例を平成 27 年 9 月議会に提出、9 月末公布、12 月末に施行、閉館の予定とする。 - なお、公園整備については、引き続き自治会等の意向を確認しながら進める。
経 過 H26. 7 都市施設部との会館の在り方を協議 H26. 7～10 周辺自治会への聞き取り H27. 1～2 都市施設部・環境農政部協議（2 回） H27. 5 周辺自治会への活用方針案に関する説明会 H27. 6 利用者への活用方針に関する説明開始	今後の予定 H27. 7 社会福祉審議会への諮問 H27. 8 議案提出 H27. 10～12 周知期間 H27. 12 末 条例施行 閉館予定 H28. 1～5 解体工事 H28. 6～ 会館用地の所管替